

日本プラネタリウム協議会（JPA）プラネタリウム 100 周年記念事業  
日本版公式ロゴマーク使用にあたってのガイドライン

2022 年 10 月 7 日作成

JPA プラネタリウム 100 周年記念事業実行委員会（以下、実行委員会）では、日本版公式ロゴマーク（以下、ロゴマーク）を作成しました。ロゴマークは、JPA の主催企画や事前申請を行った公認企画以外にも使用することができます。プラネタリウム 100 周年の盛り上げに、ロゴマークをぜひご活用ください。

1. ロゴマークは、以下の場合に使用することができます。

(1) JPA が主催する事業

(2) JPA が公認する事業（公認企画）

実行委員会に公認企画とするための申請を行ってください。

(3) プラネタリウム 100 周年の周知

使用者は、その使用目的と内容についての簡単な説明と使用者についての情報を実行委員会に届け出てください。なお、JPA 会員が周知の目的に使用する場合、届出は不要です。

2. 申請・届出の方法

JPA プラネタリウム 100 周年記念事業ホームページ <https://100.planetarium.jp> から行うことができます。

3. 注意事項

(1) ロゴマークの改変を行うことはできません。

(2) ロゴマークの不適切な使用が判明した場合、使用の中止を求めることがあります。

(3) 本ガイドラインは、使用状況に応じて、改善のために修正することがあります。

4. F A Q

Q どのような場合にロゴマークを使用できますか？

A JPA が主催する事業や公認する事業（公認企画）のほか、プラネタリウム 100 周年の周知を目的とした場合に使用することができ、次のような例が考えられます。

〔使用例〕

①プラネタリウムドームにプロジェクターで投影する。

②プラネタリウムのある施設内で印刷して掲示する。

③プラネタリウム施設の発行する印刷物に掲載する。

④施設外で実施する天文教室や講演会などでプレゼンの際に紹介する。

⑤ウェブサイトや SNS で紹介する。

Q ロゴマークの使用には届出が必要ですか？

A 周知目的の場合、JPA 会員であれば届出は不要です。JPA 会員以外の場合は、ロゴマーク使用の届出フォームより届出をお願いします。なお、いずれも、商品に使用する場合は、公認企画とすることで、より広くPRすることができます。次のQも参考に、事前の公認企画申請をお願いします。

Q ロゴマークを商品やそのパッケージに使用できますか？

A 公認企画であればロゴマークをお使いいただけます。公認企画の申請要領にしたがって申請していただき、承認された商品企画が対象です。申請時には、商品概要や販売計画などがわかる企画書等をご提出ください。また、商品サンプルができましたら、実行委員会へお送りください。

Q ロゴマークを主たるデザインとして使用した無償配布用のグッズを製作してもよいですか？

A はい、製作可能です。JPA 会員であれば、届出は不要です。JPA 会員以外の場合、ロゴマーク使用の届出フォームより届出をお願いします。

Q メディアでプラネタリウム 100 周年を紹介したいと考えています。ロゴマークを使用できますか？

A 周知にかかる使用として、ロゴマーク使用を届出フォームより届け出てください。なお、JPA 会員であれば、届出は不要です。